四山鉱の山跳ね災害 対策の手抜き明らか

三池労組、要求書出し保安団交を申し入れ

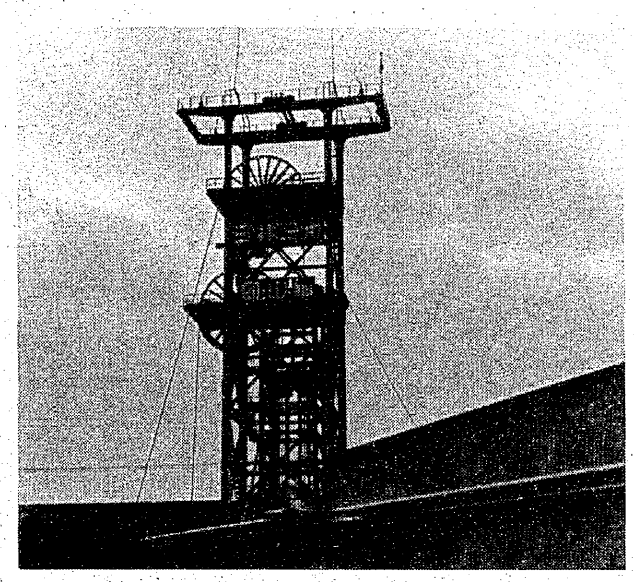

重大災害を引き起こした四山鉱

十一月二十五日午前三時三十二分ごろ、四山鉱（山下博通鉱長）本坑で、片払の山跳ねによる盤膨れ（異常隆起）のために引き起こされた重大災害は、すでに対策がありながらそれが十分に実施されておらず、会社の保安対策の手抜きであることが明らかになっています。

対策実施が不十分

この重大災害によって払内で作業（カッターを運転）していた採炭員の坂本秀昭さん（五十三歳）＝荒尾市府本上家中一七一五＝と、係員の徳永幸美さん（三十八歳）＝荒尾市緑カ丘嫩島町七十三棟＝が、自走枠の先端カッペとカッター、PCプレートなどに挟まれて罹災、死亡され、他に二人が負傷されました。

現場は、百メートル払で天井高は約一・九メートル。この払の中で約三十五メートルにわたって山跳ねによる盤膨れが発生、一メートル近い隆起で、圧迫死されたものです。

四山鉱では、以前から盤圧の増大による山鳴り現象が頻発しており、地震計による危険の予知をはじめ、放圧ボーリング、放圧発破、放圧注水、さらに放圧坑道掘削などの対策が出されていましたが、今回の災害では、放圧発破を一回実施していますが、その他の対策は十分に実施されていません。

三池労組は抗議の時限ストに突入

三池労組は災害発生後ただちに執行委員を招集、状況の把握につとめるとともに、犠牲となられた坂本さんと徳永さん、そして遺族の皆さんに哀悼の意を表し、会社に対する抗議のビラを翌二十六日早朝に配布。また抗議の一時間五十分の時限ストライキに突入しました。

この災害では、なぜ予知ができなかったのか、なぜ対策が実施されなかったのか、負傷者は二人だけか、カッターの自動操作が故障したまま手動で運転していた理由、さらに、災害発生後の組合への通報の遅れなど、さまざまな問題点があります。

四山鉱は前期の出炭が不振で、この減産分を挽回するために、ドル箱払であったこの払で、前日も山鳴を確認しておりながら通常の採炭（四カット、この日は二カット目）を強行していたもので、対策を軽視し、生産第一の体制にあったことは明らかです。

重大災害に関する申し入れ（11月27日）

さる十一月二十五日、午前三時三十分ごろ、四山鉱本層西六十添卸東六片払において作業中の払採炭員・坂本秀昭さん、職員・徳永幸美さんが山跳ねによる異常盤膨れにて死亡され、他に二名の負傷者を出す重大災害が発生しました。

三池労組は、今日まで一月十八日の有明鉱大災害を教訓として、重大災害を撲滅する立場から数回の保安団交を開催し、三池炭鉱における抜本的な保安の見直しをはかり改善することを要求してきました。しかし、有明大災害後も災害は続発し（有明鉱、四山鉱）三名の死亡者を出すにいたりました。

その原因は、一貫して会社の姿勢が生産優先、保安軽視によるものであると指摘せざるを得ません。

このような実態をふまえ、今次災害はまさしく生産第一主義による結果引き起こされた災害であると判断します。

したがって、左記の事項について申し入れ、会社の明確なご回答を要望致します。

記

一、災害の原因と経過について。

一、災害箇所における災害以前の山鳴り対策と今後の対策について。

三、三池炭鉱の重大災害防止の具体的な保安対策について。

四、その他。

三池労組は災害の翌日26日ビラを配布
（写真は27日大地評各単産のビラ入れ）

今後の保安対策示せ

下期期末手当闘争が妥結

低額回答に不満

下期期末手当闘争は、十一月二十二日の二十四時間ストライキ突入を経て、二十六日の午後十一時四十分、協力一時金三千円を含む計四十四万四千五百円で妥結しました。なお港務所は、二十八日四十五万五千円で妥結しました。

交渉の経過

下期期末手当闘争は十一月一日に要求書を提出、十日に三社集合交渉を確立し事務折衝を経たのち、十六日から集合交渉に入りました。

十六日の第一回交渉では、会社側から炭価アップをめぐる情勢説明と、『年間臨給制度』（夏冬型）の提案がありました。

十七日の第二回交渉では進展はなく、有額回答を迫りました。

二十日の第三回交渉で総額四十四万千五百円を提示。拡大中闘はこれを不満として二十二日の第一波スト突入を決定しました。

二十一日の第四回交渉では縮小交渉の申し入れがあり、前進案を示すことを前提に交渉に入ったが、福利厚生資金二千円の上積みに終わったため、これを不満として低額回答を打ち破るためスト突入を再確認し、中闘は解散しました。

二十六日の第五回集合交渉のあと縮小交渉に入り、午後十一時四十分、総計四十四万四千五百円で妥結、二十七日の第二波ストライキは解除されました。

妥結内容

期末手当	三九九、五〇〇円
生産協力金	三〇、〇〇〇円
福利厚生費	一二、〇〇〇円
協力一時金	三、〇〇〇円
計	四四四、五〇〇円

妥結の判断

『労使の間で〝ストライキ罪悪論〟〝前期プラスアルファー要求拒絶論〟〝炭価問題を含むユーザー動向による労働条件へのしわ寄せ論』など根本的な対立が顕著であったが、最終的に前期プラス千円を譲歩させた。地下労働にふさわしいという点から不満ではあるが、金炭鉱（松島）もストライキでたたかったという経験を重要視し、今後のたたかいに生かすことが重要である』（いずれも要約）としています。

配分交渉で対立

山元での配分交渉では、本人給を六十パーセントに引き上げるよう要求しましたが、会社側は従来通りを主張、別表のような会社配分強行となりました。

なお、協力一時金は各人同時払い。支給日は十二月八日。

港務所も妥結

港務所の期末手当交渉は、二十八日第二回交渉に入り、実質前期妥結一万三千円上昇の四十五万五千円で妥結しました。

配分はつぎの通り。

基礎額　三九一、三一一円（86％）
成績給　六三、六九四円（14％）
支給率　〇・〇一六四五七

なお、支給日は十二月六日。

会社強行配分比較表

	協定額	本人給		家族給		勤続給		所得給		計	
	円	円	%	6,500/人 円	%	3,200/年 円	%	0.12290 円	%	▲742 円	%
今期	441,500	185,040	42.04	11,500	2.61	48,484	11.01	195,145	44.34	440,169	100
前期	441,500	184,609	41.87	6,500/人 11,593	2.63	3,200/年 49,960	11.33	0.12823 194,750	44.17	▲589 440,911	100

みいけ

発行所、
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033～4
編集兼発行人 杉本一男
半年間 1,200円 送料共
振替口座番号
労金大牟田
0968946－005

公判のお知らせ

11・9 三池大災害裁判公判 一月二十五日午後一時から、福岡地方裁判所で。（56回）

9・28 坑内火災裁判公判 二月十四日午後一時から、福岡地方裁判所で。（47回）

地底

▼…初冬は比較的暖かい日が続いたが、このところ霜がおり冷え込みがきつい。それでも例年よりも過ごしよい。有明海沿岸の特産物『のり』は夏、秋の降雨量の不足と暖冬で大きな打撃を受け、『夕張』は吹雪いている。

▼…期末闘争が決着した。横バイが四年もつづく。「上がらんなぁ」「なんとかならんか」との声が圧倒的に多い。加えて来年からは『年間臨給』の導入を提案。『低額長期安定』ではたまったものではない。他産業並み年間百万円が最低の基準となるが、一回の闘争で実現できるかどうか、全炭鉱労働者の奮起が問われている。

▼…四山鉱で山跳ねによる重大災害が発生。すでに山鳴り――山跳ね――盤膨れのメカニズムは解明されているはず。対策も出されているはず。それを実行したかどうかである。「発生の予知は困難」とする見方もあるが、これによって〝人災〟ではないとは、言語道断。『放圧』が十分なら災害はなかった。生産優先こそガンだ。

▼…今年の最大の痛恨事は〝有明鉱災害〟だった。政府調査委の報告、県警への鑑定書も一応に、〝人災〟を決定づけるものとなっている。われわれは社長など〝トップの災害責任を追及して〝告発〟したが、先日の県警の捜索では『松本鉱長への容疑』となっている。〝トカゲの尻っ尾切り〟では災害の続発は防ぐことはできない。

▼師走の『通常国会』が始まった。冒頭に年金改悪法、電電民営化が強行されようとしている。焦点は『三カク』、つまり、〝核兵器〟〝行革〟〝角影〟であるが、これを阻止しない限り国民の生活は不安、不幸から脱出できない。右傾化、現実主義、与党へのすり寄り、などなど山ほどの課題をかかえて一九八四年を送る。